

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月に改正されました。

これにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**されました。

さらに、令和3年7月にも「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正され、**避難訓練の報告も義務化**されました。

※市町村地域防災計画に、その名称及び所在地が定められた施設が対象です。

○要配慮者利用施設とは
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

○社会福祉施設

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

○学校

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

○医療施設

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

① 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。

➢防災体制 ➢避難誘導 ➢施設の整備 ➢防災教育及び訓練の実施

➢自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）

➢そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

- 避難確保計画が実効性のあるものとするためには、**施設管理者等の皆様が主体的に作成いただくことが重要**です。

- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々にも共有し、**日頃より確認できる共有スペースの掲示板などに掲載**しておくことが有効です。

② 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅延なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。

また、避難確保計画の内容について、市町村が必要な助言又は勧告を行う場合があります。

➢正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

③ 避難訓練の実施及び報告

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。

- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

- 避難訓練を実施した場合は、**市町村長に対して訓練結果を報告**する必要があります。

➢避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に報告してください。訓練を複数回分けて実施する場合は最後にまとめて報告することができます。

訓練実施結果報告書（様式例）

施設名			
実施日時	年 月 日	時 分 から	時 分 まで
実施場所			
参加者	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他災害（ ）		
訓練種別・内容 （報告する口にする 要です。）	<input type="checkbox"/> 自主訓練 <input type="checkbox"/> 目標達成訓練 <input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練 <input type="checkbox"/> 立退き避難訓練 <input type="checkbox"/> 避難経路訓練 <input type="checkbox"/> 特殊な避難訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ） （訓練科目を横線以下に記入）		
実施者 （報告する口にする 要です。）	施設長（代表）： 氏名 副施設長： 氏名 全戸訪問係長： 氏名 地域住民等： 氏名 その他： 氏名		
訓練実施責任者	氏名		
実施結果	<input type="checkbox"/> 避難要員： 実施した人数 <input type="checkbox"/> 避難： 実施した時間 時間 分 <input type="checkbox"/> 避難者や避難経路の安全確保 その他		
訓練によって確認 された課題 （改善方法等）			
訓練担当者	氏名		

④ 避難情報の変更

- 災害対策基本法が令和3年5月に改正され、避難勧告と避難指示が**避難指示へ一本化**されました。

- 日頃より情報の入手先を確認し、**警戒レベルに応じて早めの避難**が出来るよう準備しましょう。

